



innoventier 弁護士法人
Power for the Business

企業法務相談室

第16回 弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士

いいじま 飯島 歩

京都大学法学部卒業後司法修習を経て1994年より弁護士。その後米国デューク大学ロースクールに留学、法学修士(LL.M.)を取得するとともに、ワシントンD.C.の米国大手法律事務所に勤務。2002年から特許庁初の法制専門官として特許法改正作業に従事し、2003年より弁護士業務に復帰。2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。企業法務に特化し、多数の企業に法律・経営にわたるアドバイスをする。

弊社は取締役会設置会社です。このた
び、弊社では、弊社の社外取締役の一人
であるA氏が代表取締役を務める甲社か
ら継続的に資材を調達する購買契約を締
結することになりました。この場合、取
締役会の承認を得る必要はあるのでしょうか。
また、弊社の代表取締役B氏が代
表権のない取締役を務める乙社と同様の
取引する場合や、弊社の取締役C氏が全
株式を保有する丙社の債務を保証する場
合はどうでしょうか。

今回の相談

① 直接取引
直接取引とは、取締役が自己又は第三者
のために会社と取引することをいいます
(会社法三五六条一項二号)。例えば、会社
が取締役から商品を購入する場合や、取締
役に金銭を貸し付ける場合がこれに該当し
ます。もつとも、取締役と会社が取引をす
る場合であっても、会社の店舗で取締役が
承認を得る必要があります。

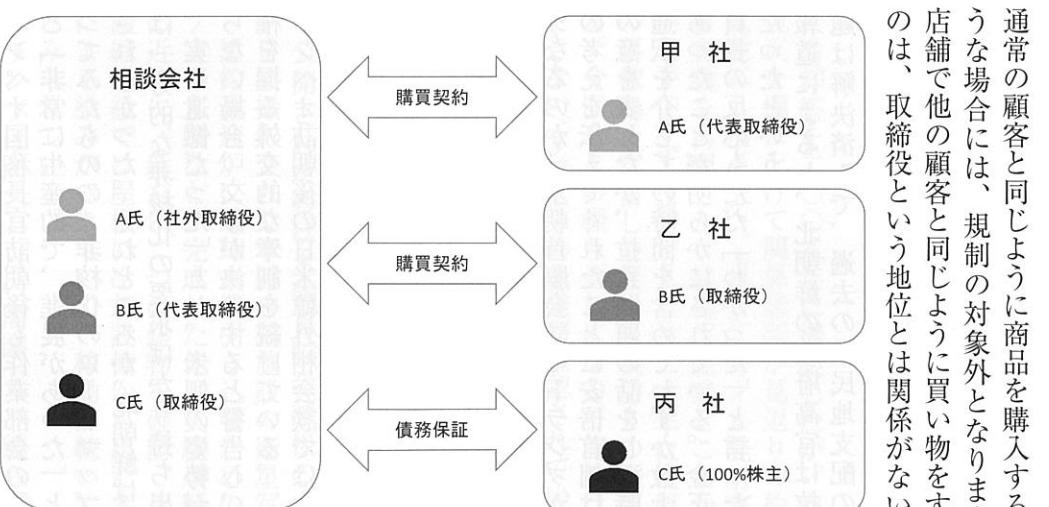
② 間接取引
間接取引とは、会社が取締役の債務を保
証することとその他の取締役以外の者との間に
おいて会社と当該取締役との利益が相反す
る取引をすることをいいます(会社法
三五六条一項三号)。会社が取締役の債務
を保証する場合、保証契約の当事者は債権
者と会社となり、取締役が会社と取引する
わけではありません。しかし、保証契約に
よって利益を受けるのは取締役であり、保
証債務が現実化した場合には会社が損失を
受けるため、会社法が規制しているのです。

一・はじめに

取締役が会社と競業や利益相反取引を行
うときは、これらの取引につき重要な事実を開
示した上で、株主総会(取締役会設置会社の
場合には取締役会)の承認を得ることが必要
です(会社法三五六条)。ご質問の状況であ
れば、御社にて取締役会の承認が必要か否か
は、行おうとしている取引が利益相反取引に
該当するか否かにかかります。

二・取締役の利益相反取引の類型

利益相反取引の内容として、会社法は、直
接取引と間接取引の二つの類型を規定してい
ます。



取締役の利益相反取引

通常の顧客と同じように商品を購入するよ
うな場合には、規制の対象外となります。
店舗で他の顧客と同じように買い物をする
のは、取締役という地位とは関係がないか

五・承認の手続と報告

次に、C氏の事例について検討しましょう。
上述の間接取引の定義から、会社がC氏個人
の債務保証をするのであれば典型的な間接取
引にあたりますが、単に御社の取締役が債務
保証を受ける会社の株主であるというだけで
は間接取引にはなりません。

御社において、お尋ねの取引を進める場合
には、これらの手続にも留意が必要です。な
お、継続的な取引をする場合には、ある程度
の期間の一連の取引について、包括的に承認
することも認められます。

六・承認がない取引の効力

利益相反取引について、所定の承認を得て
いない場合、取引は原則として無効になります。
お、継続的な取引をする場合には、ある程度
の期間の一連の取引について、包括的に承認
することも認められます。

しかし、C氏のように、丙社の全株式を保
有しているような場合には、C氏と丙社の利
害は実質的に一体のものといえます。このよ
うな場合には、御社と取締役との利益が相
反する取引に該当するものと考えられ、現にそ
のようないくつかの裁判例が存在します。

したがって、丙社の債務を保証するにあ
たっては、御社の取締役会で承認を受ける必
要があります。

② 間接取引
間接取引とは、会社が取締役の債務を保
証することとその他の取締役以外の者との間に
おいて会社と当該取締役との利益が相反す
る取引をすることをいいます(会社法
三五六条一項三号)。会社が取締役の債務
を保証する場合、保証契約の当事者は債権
者と会社となり、取締役が会社と取引する
わけではありません。しかし、保証契約に
よって利益を受けるのは取締役であり、保
証債務が現実化した場合には会社が損失を
受けるため、会社法が規制しているのです。

四・取締役が全株式を保有する会社の債務保証

次に、C氏の事例について検討しましょう。
上述の間接取引の定義から、会社がC氏個人
の債務保証をするのであれば典型的な間接取
引にあたりますが、単に御社の取締役が債務
保証を受ける会社の株主であるというだけで
は間接取引にはなりません。

御社において、お尋ねの取引を進める場合
には、これらの手続にも留意が必要です。な
お、継続的な取引をする場合には、ある程度
の期間の一連の取引について、包括的に承認
することも認められます。

しかし、C氏のように、丙社の全株式を保
有しているような場合には、C氏と丙社の利
害は実質的に一体のものといえます。このよ
うな場合には、御社と取締役との利益が相
反する取引に該当するものと考えられ、現にそ
のようないくつかの裁判例が存在します。

したがって、丙社の債務を保証するにあ
たっては、御社の取締役会で承認を受ける必
要があります。

A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引であって、取締役と会社の取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、甲社の取引は代
表権を持つA氏によって行われるため、A氏
が、甲社の代表取締役として、甲社という第
三者のために、御社と取引をする場合に該當
します。そのため、この場合、甲社との購買
契約は、「取締役が第三者のために会社と取
引」するものとして利益相反取引に該当する
ため、取締役の承認が必要になります。

では、御社の代表取締役B氏の事例はどう
でしょうか。この場合、取引相手となる乙社

以上をもとにご質問を検討すると、まず、
A氏の事例の場合、御社が取引しようとして
いるのは甲社ですので、一見すると、会社間
の取引ではなく、会社と取締役との取引ではな
いです。しかし、直接取引には、上述の定義のとおり、取締役が自己的のために取引を
する場合だけでなく、第三者のために取引を
する場合も含まれるところ、